

平成25年12月高浜市議会定例会会議録（第1号）

平成25年12月高浜市議会定例会は、平成25年12月2日  
午前10時高浜市議事堂に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定  
(諸報告)
- 日程第3 議案第55号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について  
議案第56号 高浜市公共下水道条例の一部改正について  
議案第57号 高浜市三高駅西駐車場の指定管理者の指定について  
議案第58号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について  
議案第59号 高浜市南部ふれあいプラザの指定管理者の指定について  
議案第60号 高浜市宅老所の指定管理者の指定について  
議案第61号 高浜市IT工房「くりっく」の指定管理者の指定について  
議案第62号 高浜市全世代楽習館の指定管理者の指定について  
議案第63号 高浜市中心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定について  
議案第64号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定について  
議案第65号 高浜市生涯学習施設の指定管理者の指定について  
議案第66号 高浜市立高浜南部公民館の指定管理者の指定について  
議案第67号 高浜市スポーツ施設等の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第68号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第4回）  
議案第69号 平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）  
議案第70号 平成25年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）  
議案第71号 平成25年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

- |    |         |    |         |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 長谷川 広 昌 | 2番 | 黒 川 美 克 |
| 3番 | 柳 沢 英 希 | 4番 | 浅 岡 保 夫 |
| 5番 | 柴 田 耕 一 | 6番 | 幸 前 信 雄 |
| 7番 | 杉 浦 辰 夫 | 8番 | 杉 浦 敏 和 |

9番 北川 広 人  
11番 鷺見 宗 重  
13番 磯貝 正 隆  
15番 小嶋 克 文

10番 鈴木 勝 彦  
12番 内藤 とし子  
14番 内藤 皓 嗣  
16番 小野田 由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長	吉岡 初 浩
副 市 長	杉浦 幸 七
教 育 長	岸上 善 徳
企 画 部 長	加藤 元 久
人事グループリーダー	野口 恒 夫
地域政策グループリーダー	岡島 正 明
経営戦略グループリーダー	山本 時 雄
総 務 部 長	新美 龍 二
行政グループリーダー	内田 徹
財務グループリーダー	竹内 正 夫
情報グループリーダー	時津 祐 介
市民総合窓口センター長	大岡 英 城
市民窓口グループリーダー	木村 忠 好
市民生活グループリーダー	山下 浩 二
税務グループリーダー	鵜殿 巖
福 祉 部 長	神谷 美百合
福祉企画グループリーダー	磯村 和 志
地域福祉グループリーダー	杉浦 崇 臣
介護保険グループリーダー	篠田 彰
保健福祉グループリーダー	加藤 一 志
こども未来部長	神谷 坂 敏
こども育成グループリーダー	磯村 順 司
文化スポーツグループリーダー	内藤 克 己
都 市 政 策 部 長	深谷 直 弘
都市整備グループリーダー	平山 昌 秋
都市防災グループリーダー	芝田 啓 二

上下水道グループリーダー	竹 内 定
地域産業グループリーダー	杉 浦 義 人
会 計 管 理 者	橋 本 貞 二
学校経営グループリーダー	中 村 孝 徳
学校経営グループ主幹	神 谷 理
監査委員事務局長	神 谷 義 直

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 野 隆
主 査	杉 浦 俊 彦

### 議事の経過

○議長（内藤皓嗣） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、公私多忙なところ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

12月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会には、条例の一部改正等並びに平成25年度補正予算の諸案件が提出されております。

議員各位におかれましては、市民の要望に応えるべく厳正かつ公平なる審議を賜りますようお願いを申し上げます、開会の挨拶といたします。

---

### 午前10時00分開会

○議長（内藤皓嗣） ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成25年12月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成25年12月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中、全員の方に御参集を賜りまして、まことにありがとうございました。

日ごろより市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、ことし1年を振り返りますと、夏の猛暑、台風の大量発生など異常気象を感じる年でした。伊豆大島を直撃した台風被害でも多くの方が被災をされました。高浜市においても、1時間当たりの雨量が東海豪雨を上回る集中豪雨もあり、台風30号で壊滅的な被害に見舞われた

フィリピンの状況も他人事とは思えず、それぞれ被災をされた方々にはお見舞い申し上げるとともに、絶えず災害に対する備えを怠らないことが重要であると感じております。

明るい話題もございました。6月に富士山が世界文化遺産に登録されたことに続き、9月には2020年のオリンピック開催地が東京に決定され、おもてなしの心など日本のよさが世界で見直された年でもありました。リーマンショックによる打撃と東日本大震災以降、日本を覆う閉塞感が少しながら弱まり、前途に明るい希望を見出すことができたのではないのでしょうか。

日本経済も安倍政権の経済政策であるアベノミクスの効果もあってか、円安や株高が進み、回復基調が続いております。政府も8月以降の月例経済報告で、物価の基調判断をデフレ状況ではなくなりつつあるとし、デフレ脱却への動きが進みつつあるとの認識を示しています。

このような景況感に裏打ちされて、日銀の10月の地域経済報告によりますと、東海地域は、設備投資において一段と増加するとともに、生産も高目の水準で推移しているとの報告がなされております。

一方、市内に目を転じますと、ミツカン中部工場の閉鎖を初め、市内企業の市外移転という厳しい課題に直面し、企業誘致の問題にスピード感を持って取り組んでいかなければならないと感じております。

うれしい出来事として、B-1グランプリ全国大会で高浜とりめし学会が見事8位入賞を果たされました。とりめし応援隊を結成され、春にはみんなで田植えをし、秋には収穫祭を行うなど、人の輪を大切にし、それぞれが「大家族たかはま」の一員として感動を共有できたことは、入賞以上に価値のあることと感じております。

大会では、福島県浪江町がゴールドグランプリを受賞されましたが、いまだ避難先からの町民の帰還がかなわない中でも地域のきずな、家族のきずななど人のきずなを大切にし、希望を持って生きることの大切さを私たちに見せてくれました。

当市でもまちづくり協議会や高浜市の未来を創る市民会議を初め、B-1グランプリ、タカハマ物語第2弾、鬼みちまつりなど、さまざまな町おこしの場面において、アシタノチカラとなる人の輪、ネットワークの広がりを感じております。

私たちのまち高浜市で、人の輪を広げて、みんなの力を合わせ、市民が主役のまちづくりを実現するため全力で取り組んでまいる所存でございます。

次に、本定例会に提案をいたします案件について申し上げます。

本定例会におきましては、一般議案13件、補正予算4件の計17件を御審議いただくものでございます。

議案の詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきますので、慎重御審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げ、年末年始のお忙しい時期になりますが、健康に御留意をされ、御活躍されますことを御祈念申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願

いたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

---

午前10時4分開議

○議長（内藤皓嗣） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程はお手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（内藤皓嗣） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。よって、4番、浅岡保夫議員、5番、柴田耕一議員を指名いたします。

---

○議長（内藤皓嗣） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期に当たりましては、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日招集されました平成25年12月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る10月2日、11月25日に委員全員出席のもとに議会運営委員会を開催いたしました。

当局より提出されました案件につきましては、検討いたしました結果、会期は本日より12月19日までの18日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきましては、本日は議案の上程、説明を受けます。

12月4日及び5日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

12月9日に、議案第55号から議案第71号までについて総括質疑を行います。

総務建設委員会については、議案第55号から議案第57号まで及び議案第68号、議案第69号、議案第71号並びに陳情第7号、陳情第14号、陳情第15号を付託し、福祉文教委員会については、議案第58号から議案第67号及び議案第68号、議案第70号並びに請願第1号、陳情第8号から陳情第13号を付託し、審査を願うことに決定いたしました。

なお、各常任委員会の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりですので、御承知おきいただきますようよろしくお願いいたします。

この12月定例会が円滑に進行できますように格段の御協力をお願い申し上げまして、御報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） ただいま議会運営委員長の報告がありました。  
お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月19日までの18日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月19日までの18日間と決定いたしました。

ここで、諸般の報告をいたします。

本定例会において、請願書1件が提出され、これを受理いたしております。

ここで、請願第1号 介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める請願の趣旨説明を求めます。

11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） おはようございます。

請願第1号 介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める請願の趣旨説明を行います。

名古屋市熱田区沢下町9-7、労働会館東館3階301号の愛知県社会保障推進協議会議長、森谷光夫様から提出されたものです。

朗読をもって趣旨説明とします。

介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める請願書。

請願趣旨

国は来年の通常国会に提出予定の介護保険法改正案において、すべての要支援者（要支援1、2）を市町村が実施する事業に移し替える方向を打ち出しています。受け皿となる市町村の事業（地域支援事業）には、サービスの質や運営に関わる国の基準は設けず、ボランティアでも対応

可能なものとして検討されています。サービスの内容や自己負担額などすべて市町村任せということです。このままでは現行の予防サービスの水準から大幅に後退したものになることは間違いありません。

要支援者は、介護サービスの必要がない「支援不要」者ではありません。様々な疾病や障がいを抱えながら訪問介護や通所サービスを利用することによって在宅での生活を続けている方がたくさんいます。現在の予防給付には訪問看護をはじめとする医療系サービスも含まれていますが、その打ち切りは命に直結することになります。予防給付をなくし専門職であるヘルパーとの関わりを奪うことは、認知症の「早期発見・早期対応」を掲げた厚労省の認知症施策（オレンジプラン）の内容にも逆行するものです。

また、要支援者を保険給付から外すことで、必要な支援ができずに逆に介護度が上がり、市町村の介護保険財政の圧迫につながる可能性もあります。

以上のように、大変に問題が多い要支援者の保険給付外しの検討を止めさせ、保険給付継続のために、国に対して「介護保険要支援者の保険給付外しをせず、保険給付を継続すること」を求める意見書を提出してくださるようお願いします。

#### 請願事項

1、国に「介護保険要支援者の保険給付外しをせず、保険給付を継続すること」を求める意見書を提出してください。

以上です。

全議員の賛同をお願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 次に、10月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書並びに定期監査報告書が監査委員から提出され、議会図書室にて保管しておりますので、随時ごらんいただきたいと思います。

報告事項は以上であります。

---

○議長（内藤皓嗣） 日程第3 議案第55号から議案第67号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） おはようございます。

それでは、議案第55号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書並びに参考資料1ページをお願いいたします。

本案は、消費税法及び地方消費税法の一部が改正されたことに伴い、水道料金、加入者分担金

及び工事負担金の額に係る消費税の税率を改定するものであります。

改正の概要は、高浜市上水道事業給水条例第27条第1項、料金において、算定した基本料金及び従量料金の合計額に100分の105を乗じて得た額としているものを、100分の108を乗じて得た額に、第43条第1項加入者分担金において、加入者分担金は次の区分による額に10分の105を乗じて得た額としているものを、100分の108を乗じて得た額に、第44条第1項工事負担金において、工事負担金は次の合計額に100分の105を乗じて得た額としているものを、100分の108を乗じて得た額に改正をさせていただくものです。

なお、附則として、第1項の施行期日を平成26年4月1日からとし、第2項を経過措置として施行日前から継続をしている水道の使用で平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものに係る料金、施行日以後、初めて料金の支払いを受ける権利が確定する日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち施行日以後初めての支払いを受ける権利が確定する料金を前回確定の日から施行日以後初めての料金の支払いを受ける権利が確定するまでの期間の月数で除し、これに前回確定した日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した額に係る部分に対応する部分については従前の例によるものとし、第3項は、前項の月数は暦に従って計算し、一月に満たない端数が生じたとき、これを一月とするとしています。

この経過措置に該当するものは、3・4月分と4・5月分の料金で従前の消費税率となります。

第4項は、改正後の条例第43条第1項の加入者分担金及び第44条第1項の工事負担金において、施行日以後の申し込みに係るものについて適用し、施行日前の申し込みに係るものについては、なお従前の例によるとしております。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第56号 高浜市公共下水道条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書並びに参考資料1ページをお願いします。

本案は、消費税法及び地方消費税法の一部が改正されたことに伴い、下水道使用料の額に係る消費税の税率を改定するものであります。

改正の概要は、高浜市公共下水道条例第20条使用料の徴収において、使用料の額を基本使用料及び従量使用料の合計額に100分の105を乗じて得た額としているものを、100分の108を乗じて得た額に改定をさせていただくものです。

なお、附則として、第1項の施行期日を平成26年4月1日からとし、第2項を経過措置として施行日前から継続している公共下水道の使用で平成26年4月30日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定するものに係る使用料、施行日以後初めて使用料の支払いを受ける権利が確定する日が同月30日後である下水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払いを受ける権利が確定する使用料を前回確定日から施行日以後初めて使用料の支払いを受ける権利が確定するまでの期間の月数で除し、これに前回確定した日から同月30日までの期間の



月数を乗じて計算した額に係る部分に対応する部分については従前の例によるものとし、第3項は、前項の月数は暦に従って計算し、一月に満たない端数が生じたときは、これを一月とするとしております。

この経過措置に該当するものは、3・4月分と4・5月分の使用料で、従前の消費税率となります。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第57号 高浜市三高駅西駐車場の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

配付をいたしております議案第57号参考資料もあわせて御参照いただきますようお願いいたします。

本案は、第3期の三高駅西駐車場の指定管理者について候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

指定をしたい管理者は、株式会社日本メカトロニクスであり、会社の所在地は、名古屋市中川区八熊二丁目1番11号、代表取締役社長、山口正孝氏であります。

指定期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間であります。

なお、指定管理者の業務内容、指定管理者の選定理由等につきましては、参考資料に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。原案のとおり御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） それでは、議案第58号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の2ページ及び新旧対照表をあわせて御参照いただきますようお願いを申し上げます。

本案は、昨年8月に実施されました人事院勧告に基づき、国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律が一部改正され、50歳台後半層の職員の給与水準の上昇を抑制するため、平成26年1月1日から55歳を超える職員の昇給については、勤務成績が極めて良好または特に良好な場合を除き昇給しないこととされたこと、また、昇給する場合にあっては、昇給の号給数を抑制することとされたことを受け、本市におきましても同様の措置を講ずるものでございます。

改正の内容といたしましては、初任給、昇給、昇格等の基準について定めております第6条の改正でございますが、第4項の改正は、55歳未満の職員と55歳を超える職員に係る昇給の基準等に関する適用関係を整理するため、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、同条第5項の改正は、55歳を超える職員に係る昇給の基準等を改正するもので、昇給は前年1年間の勤務成績が極めて良好または特に良好な場合に限り行うこととし、昇給させる場合

の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するといいたすものであります。

このほか今回の改正にあわせて必要な条文の整備を行うことといたしております。

続きまして、議案第59号 高浜市南部ふれあいプラザの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案参考資料の2ページをあわせて御参照いただきますようお願いいたします。

本案は、南部ふれあいプラザの指定管理者について候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いいたすものであります。

指定したい管理者は、高浜市二池町一丁目8番地5を所在地といたします特定非営利活動法人高浜南部まちづくり協議会で、代表者は山口清隆理事長であります。

指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間でございます。

以上、2議案について何とぞ原案のとおり御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、議案第60号から議案第62号までの3議案について御説明申し上げます。

本案は、高浜市介護予防拠点施設について、指定管理期間が平成26年3月31日をもって満了となることから、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間を新たな指定管理期間とし、それぞれの施設について指定管理者の指定をお願いするものでございます。

まず、議案第60号高浜市宅老所の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、高浜市宅老所「じい&ばあ」、「いっぷく」、「こっこちゃん」、「悠遊たかとり」の指定管理者について候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

指定したい管理者は、高浜市春日町五丁目165番地を所在地とする社会福祉法人高浜市社会福祉協議会であり、代表者は岸本和行会長でございます。

次に、議案第61号 高浜市IT工房「くりっく」の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、高浜市IT工房「くりっく」の指定管理者について候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

指定したい管理者は、高浜市青木町三丁目5番地15を所在地とする特定非営利活動法人くりっく高浜であり、代表者は池田猛理事長でございます。

最後に、議案第62号高浜市全世代楽習館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、高浜市全世代楽習館の指定管理者について候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

指定したい管理者は、高浜市本郷町六丁目11番地15を所在地とする特定非営利活動法人全世代

楽習塾であり、代表者は川角年比古理事長でございます。

以上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） こども未来部長。

○こども未来部長（神谷坂敏） それでは、議案第63号 高浜市中心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、高浜市中心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者について候補者を選定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決をお願いするものであります。

指定したい管理者は、高浜市春日町五丁目165番地を所在地とする社会福祉法人高浜市社会福祉協議会であり、代表者は岸本和行会長であります。

なお、指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間であります。

次に、議案第64号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者について候補者を選定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決をお願いするものであります。

指定したい管理者は、東京都文京区大塚三丁目1番1号を所在地とする株式会社図書館流通センターであり、代表者は代表取締役谷一文子氏であります。

なお、指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間であります。

次に、議案第65号 高浜市生涯学習施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、高浜市生涯学習施設として高浜市立中央公民館、高浜市立大山公民館、高浜市立吉浜公民館、高浜市立高取公民館、高浜市春日庵、高浜市女性文化センターの6施設の指定管理者について候補者を選定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決をお願いするものであります。

指定したい管理者は、高浜市青木町六丁目6番地23を所在地とする高浜市総合サービス株式会社であり、代表者は代表取締役石川伸氏であります。

なお、指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間であります。

次に、議案第66号 高浜市立高浜南部公民館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、高浜市立高浜南部公民館の指定管理者について候補者を選定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決をお願いするものであります。

指定したい管理者は、高浜市二池町一丁目8番地5を所在地とする特定非営利活動法人高浜南部まちづくり協議会であり、代表者は山口清隆理事長であります。

なお、指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間であります。

次に、議案第67号 高浜市スポーツ施設等の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、高浜市スポーツ施設等として高浜市体育センター、高浜市立武道館、高浜市勤労青少

年ホーム、高浜市立グラウンドである碧海グラウンド、流作グラウンド、五反田グラウンド、五反田第2グラウンド、碧海テニスコート、南テニスコートの9施設の指定管理者について候補者を選定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決をお願いするものであります。

指定したい管理者は、高浜市碧海町二丁目7番地8を所在地とする特定非営利活動法人たかほまスポーツクラブであり、代表者は神谷利郎理事長であります。

なお、指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間であります。

以上、5議案につきまして、よろしくお願い申し上げます。

---

○議長（内藤皓嗣） 日程第4 議案第68号から議案第71号までを会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、議案第68号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第4回）につきまして御説明を申し上げます。

初めに、補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,097万3,000円を追加し、補正後の予算総額を134億2,561万9,000円といたすものであります。

次に、8ページの繰越明許費をお願いいたします。

3款2項児童福祉費の子ども・子育て支援新制度電子システム構築委託事業につきまして、年度内に事業の完了が見込めないことにより、平成26年度に繰り越しをいたすものであります。

次に、補正予算説明書32ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、11款1項2目民生費負担金の補正は、老人保護措置事業における被措置者数の増に伴うものであります。

13款1項1目民生費国庫負担金は、主に児童手当支給事業における特例給付対象児童数の増と生活保護事業における医療扶助費の増に伴うものであります。

14款2項2目民生費県補助金では、9月補正で計上いたしました災害時要援護者支援事業に係る補助が決定したことにより、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金を計上いたしております。また、新規事業に対する新たな補助金として、保育士の処遇改善に取り組む民間保育所に対する保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金、35ページの子ども・子育て支援新制度の事務処理に対応するための電子システム構築に係る補助金、高浜南部保育園分園の移設建設工事に係る保育所緊急整備事業費補助金をそれぞれ計上いたしております。

16款1項3目民生費寄附金は、株式会社おとうふ工房いしかわ様より、食育推進事業指定寄附

金として10万円をいただいたものであります。

17款1項1目基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として財政調整基金繰入金8,081万8,000円を増額いたすものであります。

19款4項5目過年度収入は、児童手当国庫負担金過年度収入を初め、7つの過年度収入を計上いたしております。

次に、38ページ、歳出について御説明を申し上げます。

まず、2款総務費では、社会福祉費支給事業等補助金返還金として、生活保護費国庫負担金返還金を初め8つの補助金返還金を計上いたしております。

次に、44ページの3款1項社会福祉費でございますが、3目障害者在宅・施設介護費では、地域生活支援事業において利用者の増加などに伴い日中一時支援サービス費を、6目高齢者在宅・施設介護費では、老人保護措置事業において被措置者の増加に伴い老人保護措置費をそれぞれ増額いたしております。

17目国民健康保険事業費及び19目介護保険事業費は、それぞれの特別会計の補正に伴い繰出金の増減を行うものであります。

次に、3款2項児童福祉費でございます。1目児童福祉総務費では、児童手当支給事業において、特例給付対象児童数の増加に伴い児童手当を増額いたしております。

46ページをお願いいたします。

2目保育サービス費では、保育園管理運営事業において新たに子ども・子育て支援新制度に対応する電子システムを構築するための委託料、保育士の人材確保対策として保育士の処遇改善を実施する民間保育所に対する補助金、高浜市社会福祉協議会が新たに認知症グループホームを建設することに伴い、高浜南部保育園分園の移設建設工事費に対する補助金をそれぞれ計上いたしております。

次に、3目家庭支援費では、母子生活支援事業において、母子生活支援施設入所者の増加に伴い入所措置費を増額し、48ページの3款3項2目生活保護費では、医療扶助費の増額に伴い生活保護費を増額いたしております。

52ページをお願いいたします。

8款2項1目生活道路新設改良費では、道水路維持管理事業において側溝改修や舗装改修などの緊急補修工事が増加したことに伴い、小規模工事費の増額を行うものであります。

8款5項4目公園緑化費では、公園整備管理事業において論地子ども広場の廃止に伴い、新たに防災機能を有する（仮称）論地どんぐり公園に関する整備工事費を計上いたしております。

54ページをお願いいたします。

10款2項小学校費及び56ページの3項中学校費では、教員用ノートパソコンなどが老朽化していること、また基本ソフトのサポートが終了することなどに伴い、ノートパソコンを初めサーバ

一、プリンターといった機器購入費を計上いたしております。

以上が一般会計補正予算（第4回）の概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第69号 平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書の11ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算からそれぞれ4,795万7,000円を追加し、補正後の予算総額を36億4,407万4,000円といたすものでございます。

補正予算説明書の76ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

2款国庫支出金は、歳出、一般被保険者高額療養費の増額に伴う収入実績の見込みにより、876万円を増額いたすものであります。

3款療養給付費交付金は、前年度精算額の確定に伴い、4,020万円を増額いたすものであります。

5款県支出金は、歳出、一般被保険者高額療養費の増額に伴う収入実績の見込みにより、219万円を増額いたすものであります。

8款1項1目一般会計繰入金は、人件費の減額等に伴い319万3,000円を減額いたすものであります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

78ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、人事交流による人件費の減額等に伴い319万3,000円を減額いたすものであります。

2款1項2目退職被保険者等療養給付金は、歳入、療養給付費交付金の増額に伴い財源更正を行うものであります。

2款2項1目一般被保険者高額療養費は、実績見込みにより2,737万5,000円を増額いたすものであります。

9款1項1目支払準備基金積立金は、今回の補正に伴う財源調整のため4,000万円を減額するものであります。

80ページをお願いいたします。

11款1項1目一般被保険者保険税還付金は、実績見込みにより60万円増額いたすものであります。

11款1項3目償還金は、前年度精算額の確定に伴う返還金として6,236万円を増額いたすものであります。

12款1項1目予備費の増額は、今回の補正に伴う財源調整を行うものであります。

以上で議案第69号についての説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、議案第70号 平成25年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書17ページをお願いいたします。

保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ5,268万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ23億7,469万5,000円とし、介護サービス事業勘定では33万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1,440万7,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、職員の人事交流等に伴う人件費の補正及び居宅介護サービス給付の増加に伴うものが主なものでございます。

補正予算説明書94ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入は、介護給付費の増に対する3款国庫支出金1,031万5,000円、4款支払基金交付金1,301万4,000円、5款県支出金554万1,000円等の増額及び96ページ、7款職員給与費等繰入金780万8,000円を初め、5,268万6,000円を増額いたすものでございます。

次に、98ページ、歳出をお願いいたします。

1款1項1目一般管理費では、職員の給料、手当、共済費合わせて780万8,000円を増額いたすものであり、2款保険給付費の補正は、給付実績に基づくものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定でございますが、110ページの歳入では、1款1項手数料は、1目介護予防給付手数料31万2,000円の増額は実績に基づくものでございます。

2款1項1目一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金342万7,000円を減額いたすものであり、3款1項1目繰越金277万8,000円は、平成24年度からの繰越金でございます。

112ページの歳出では、1款1項1目の介護予防支援事業費におきまして、職員の人件費175万4,000円の減額及び介護保険レセプトシステムのリース期間終了に伴い、パソコン等のハード機器購入に要する経費141万7,000円の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。何とぞ御可決賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 議案第71号 平成25年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

別冊の水道事業会計補正予算書をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額について補正をするものでございます。

収入は、第1款水道事業収益については予定額を14万4,000円増額し、7億7,336万8,000円と

するものでございます。

第2項営業外収益の14万4,000円の増額は、他会計補助金で児童手当の補正でございます。

支出の第1款の水道事業費用については、予定額を677万7,000円減額し、7億2,580万5,000円とするものでございます。

第1項の営業費用の681万1,000円の減額は、主に減価償却費の確定及び人事交流に伴う人件費等の補正でございます。

第2項の営業外費用の19万7,000円の減額は、借入金の利子償還金の確定による補正でございます。

第3項の特別損失の23万1,000円の増額は、平成24年度分で新規給水申し込みにおいて2件の取り下げがあり、加入者分担金等、過年度損益修正損の補正でございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めております職員給与費について252万7,000円減額し、6,452万3,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

---

○議長（内藤皓嗣） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

再開は、12月4日午前10時であります。

本日は、これにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

午前10時43分散会

---